

平成25年2月15日

株式会社 但馬銀行

「暴力団排除条項」の一部改正にともなう各種取引規定の改定について

但馬銀行では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成22年8月1日から「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」等に共通して適用される「預金等共通規定」および「貸金庫規定」に暴力団排除条項を導入しています。

このたび、警察庁および金融庁等からの要請を受け、「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化するため、「預金等共通規定」および「貸金庫規定」を改正し、平成25年4月1日から適用することとしました。

なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

但馬銀行では、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めてまいりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 暴力団排除条項とは

預金者や貸金庫の契約を申込み人される方、ご利用されている方等が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当行の判断により契約をお断り、または解約させていただくことを定めた条項です。

なお、普通預金、貸金庫等の新規のお取引を申し込みされる際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いしていますが、本表明・確約をいただけないお客さまにつきましては、お取引をお断りしています。

2. 「預金等共通規定」の改定内容

改 定 前	改 定 後
<p>6.（反社会的勢力との取引謝絶）</p> <p>(1) 預金口座は、本条第2項各号および第3項各号のいずれにも該当しない場合には利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(2) 預金者は、現在、次の各号のいずれにも該</p>	<p>6.（反社会的勢力との取引謝絶）</p> <p>(1) 預金口座は、本条第2項各号および第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(2) 預金者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力</p>

改 定 前	改 定 後
<p>当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>① <u>暴力団</u></p> <p>② <u>暴力団員</u></p> <p>③ <u>暴力団準構成員</u></p> <p>④ <u>暴力団関係企業</u></p> <p>⑤ <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>⑥ <u>その他前各号に準ずる者</u></p>	<p><u>団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p>① <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>② <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>③ <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>④ <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>⑤ <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p>
<p>(3) 預金者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) 預金者が第2項各号のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する</p>	<p>(3) 預金者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の<u>一にでも</u>該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他①～④に準ずる行為</p> <p>(4) 預金者が第2項のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為</p>

改 定 前	改 定 後
<p>行為をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p>	<p>をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p>

3. 「貸金庫規定」の改定内容

改 定 前	改 定 後
<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、<u>第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>	<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p>
<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p>	<p>11. (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p>

改 定 前	改 定 後
<p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合は、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団</u></p> <p>B. <u>暴力団員</u></p> <p>C. <u>暴力団準構成員</u></p>	<p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合は、当行はこの貸金庫の使用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主または代理人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に<u>該当する行為</u>をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>	<p><u>係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の<u>一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他<u>A～D</u>に準ずる行為</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p>

以 上